

学校法人勝浦学園 評議員の報酬等に関する規則

平成 30 年 12 月 4 日
理事会制定 規則第 1 号
改正 令和 2 年 3 月 24 日
改正 令和 7 年 12 月 11 日

(目的)

第 1 条 この規則は、学校法人勝浦学園の評議員の報酬（委託報酬）、手当及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 評議員の報酬年額は、別表第 1 のとおりとする。

(支給方法)

第 3 条 評議員の報酬は、毎年 1 回、3 月 20 日にその年度の全額を支払う。

2 前項の日が土、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合には、それらの前日に支払う。

(旅費の支給)

第 4 条 評議員が出張した場合には、当該評議員に対して旅費を支給する。

(旅費規則の準用)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給等について必要な事項は、学校法人勝浦学園旅費規則を準用する。

(改廃)

第 6 条 この規則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 評議員報酬年額表（第 2 条関係）

評議員（職員の地位にある者を含む）	50,000 円
-------------------	----------